

香川県（かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電））クレジット売却要領

（趣旨）

第1条 この要領は、香川県（以下「県」という。）が運営・管理する「かがわスマートグリーン・バンク（太陽光発電）」が、J-クレジット制度に基づき認証を受け、取得したクレジット（以下「クレジット」という。）の購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）に売却するに当たり必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）J-クレジット制度

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要項」（平成25年4月17日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を国が認証する制度をいう。

（2）クレジット

J-クレジット制度の認証基準に従い、J-クレジット制度認証委員会により、認証・発行された二酸化炭素の削減量及び吸収量をいう。

（3）J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づき発行されるクレジットを管理し、その取得、移転及び無効化について、電子的に記録したものをいう。

（4）保有口座

J-クレジット登録簿において、クレジットを取得しようとする者の申請に基づき開設される、クレジットを保有するための口座をいう。

（5）移転

J-クレジット登録簿上でクレジットの保有者を変更することをいう。

（6）無効化

オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、無効化することをいう。

（購入希望者の募集）

第3条 県は、購入希望者の募集を県ホームページ等により行い、募集期間及びクレジットの売却予定数量を公表するものとする。

(売却予定数量及び最低売却単価)

第4条 クレジットの売却予定数量及び最低売却単価は、募集の都度、県が定める。

(購入の申込み)

第5条 購入希望者は、募集期間内に、クレジット購入申込書(様式第1号)を、県が定める方法により、県に提出するものとする。

2 前項の規定は次に掲げる者を対象外とする。

(1) 法令又は公序良俗に反する者

(2) 暴力団又は暴力団の統制下にある者

(3) 他社に転売することを目的にクレジットの購入の申込みをする者

(4) その他クレジットの売却先として適切でないと認められる者

3 県は、第1項の提出があった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入予定者の決定)

第6条 県は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査のうえ、購入予定者を決定する。

2 前項において、2者以上の購入希望者から売却予定数量を超える申込みがあった場合は、最低売却単価以上の購入希望単価を提示した者のうち、高額である購入希望者から順番に購入予定者を決定し、売却予定数量に達するまで販売する。

3 前項において、購入希望単価が同額の購入希望者が2者以上あった場合は、購入希望数量がより多い購入希望者から順番に購入予定者を決定する。また、購入希望単価及び購入希望数量がいずれも同じ購入希望者が2者以上あった場合は、抽選により当該購入希望者の優先順位を決定する。

4 前3項において、購入希望者の購入希望数量が、売却予定数量から上位の購入希望者に対する販売数量の合計を差し引いた数量(以下「残数量」という。)を上回る場合は、当該事業者等は購入希望単価により残数量を購入するものとする。

5 県は、売却の適否について、購入希望者に書面により通知する。

(契約の締結)

第7条 県は、前条の規定により購入予定者を決定したときは、契約書を作成し、契約を締結する。

(代金の納付)

第8条 購入予定者は、クレジットの売買代金を、県が指定する期日までに、県が発行する納入通知書により納入するものとする。

(クレジットの移転)

第9条 県は、購入予定者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿システムにより、県の保有口座から購入予定者が指定する保有口座へクレジットの移転を行うものとする。

2 購入予定者が口座を保有しない場合又は口座を指定していない場合は、県がクレジットの無効化を行うことができる。

(協議)

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と購入希望者又は購入予定者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。